# 第67号議案参考資料

# 議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定したいので、 この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正(改正条例第1条関係) 令和2年12月に支給される期末手当の支給割合を引き下げる(このページの表を参照)。 (第17条の4関係)
- (2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正(改正条例第2条関係) 令和3年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する(このページの表を参照)。 (第17条の4関係)

### (参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

職員(再任用職員を除く。)

年度		6 月	1 2 月	合計	総支給割合
令和2年度	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50
(現行)	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	(月分)
令和2年度	期末手当	1.300	1.250	2.55	4.45
(改正後)	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	(月分)
令和3年度	期末手当	1.275	1.275	2.55	4.45
以後	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	(月分)

※ 太枠内が改正部分

- 3 施行期日公布の日(改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日)
- 4 例規集 第1巻 3,727ページ